

中国・四国・九州・沖縄地方にある高濃度 PCB 廃棄物 (変圧器・コンデンサー) の処分期間が終了しました



中国・四国・九州・沖縄地方に保管されている高濃度の PCB を含有する変圧器、コンデンサー等については、本年 3 月末に処分期間が終了しました。

これまでの取組

環境省は各自治体から対象地域内の全ての自家用電気工作物設置者(変圧器・コンデンサー等を設置している事業者)計約 16 万事業者(対象地域内の有効数)に対し、アンケート、電話連絡、戸別訪問等により調査を依頼しました(掘り起こし調査)。北九州事業エリアでは今年 1 月に調査を完了し、調査対象事業者数(約 16 万事業者)の約 0.6%の事業者が新規に届出(掘り起こし調査開始前の高濃度 PCB 届出事業者の約 8%)するとともに、JESCO における処理も、3 月 29 日時点で変圧器類について約 99.8%、コンデンサー類について約 97.7%(それぞれ未だ処分委託契約されていないものを含む全体処理対象量に占める割合)が完了しました。一方で、年明け以降に新規登録が一時増加した影響により、本年 3 月 29 日段階で 46 事業者(変圧器1台/コンデンサー175 台)が未だ処分委託契約が締結されていない状況にあります。

今後の取組

未だ処分委託契約が締結されていないものについては、今後新規に発見されるものを含め、PCB 特別措置法第 12 条に基づく行政からの改善命令等の対象となることとなります。環境省は、自治体を始めとする関係機関と緊密に連携し、行政処分の実施を含めた対応を実施し、JESCO の各施設を立地させていただいている立地自治体との約束である計画的処理完了期限(今般の対象地域においては、平成 31 年3月 31 日)の達成に向け、取組を更に進めていきます。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 2018 年 4 月 2 日付 環境省報道発表資料

第 24 回PCB廃棄物適正処理に関する検討委員会 傍聴資料

研究開発箇所 佐藤旭